

2009年8月15日発行

[事務局]〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

Tel: 03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/gaikikyou/>

人権の神学

●金炯旻 (キム・ヒョンミン / 光州・湖南神学大学校教授)

在日朝鮮人の問題は、人権の実践課題である。在日朝鮮人の歴史を振り返ると、彼らは日本社会の中で自らの基本権を享受して生きていくことのできる法的地位を獲得するために闘ってきた(キム・グァンヨル「在日朝鮮人の人権の現況と課題」『韓半島の平和と人権1』、2002年)。つまり、在日朝鮮人に対する問いは、異民族少数者の人権の実践のための歴史的な事例である。

したがって、筆者は今回、少数者の権利についての法的な歴史、これに対する神学的な解釈と教会の課題を検討し、移住民の神学を「人権の神学」として論証する。

1. 少数者の権利

少数者の権利(minority rights)は、歴史的・文化的な制約によって自分の権利を享受できずに生きている少数者の人権を守るために必要な権利規定である。国際法が公式的に認める普遍的な人権基準によると、少数者の権利は、まだ法的な基準が明確ではない「現在進行形の権利」である。これに関する

最近の論議が始まったのは、ソビエト連邦共和国とユーゴスラビアの国家と社会が分裂したことによる。国の分裂は、その地に住む多数者と少数者の間に緊張関係を作り出し、ついには多数者による少数民族への人権侵害まで起こってしまった。

少数者の権利と人権の関係は非常に複雑である。18世紀フランスの哲学者ルソーは、「すべての政治的な決定が多数決によって行なわれるべきだ」という仮定のもとに、少数者は単に少数者であるという理由のみにより特別な権利を持つことができない」と主張した。したがって民族社会であるならば、少数者の利益よりも人民一般の意志が優先されねばならない、と主張した。政府は各個人の自然権をまず尊重しなければならないというのである。このような考え方は、今日まで西洋自由民主主義の政治理論の基礎となっている。

国際連合も1948年に世界人権宣言の草案を準備した際、意図的に少数者の権利を除外した。なぜなら、「自身の文化を享受する権利」(第27条)と「差別禁止」(第2条)を定めることによって、国際社会で少数者の権利を喚起するには充分であると

考えたためである。

少数者の権利が誤用される場合もあった。ナチスドイツは他国で少数民族として生きるドイツ人の権利を保護するという名目で自らの侵略行為を正当化した。

以上のような理由から、国際連合は少数者の権利の人権的な側面については態度を留保した。その代わりに、国際連合は「差別防止と民族的少数者保護に関する小委員会」を置き、この問題を別途に検討することにした。

しかし以後も、少数者の権利の可能性は、国際法を試すものとして存在し続けた。議論の主なポイントは、少数民族の権利を認めると国家の求心力が弱まる恐れがあり、外部勢力の干渉を招くかもしれないということである。しかし国際連合は、民族的少数者を保護するために新たな規定が必要である、と徐々に認識し始めた。

そのような努力の一つが、「市民的および政治的権利に関する国際規約」第 27 条として、「種族的、宗教的または言語的マイノリティが存在する国において、当該マイノリティに属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と規定した。また国際連合総会は 1992 年 12 月 18 日、「民族的あるいは種族的、宗教的または言語的少数者に属する者に関する宣言」を採択した。

今日、少数者の権利は法的に二つの基本権を意味すると言える。一つ目は、少数者に属する者の個人としての権利であり、たとえば選挙権のようなものである。二つ目は、少数者集団の集団としての権利であり、たとえば生まれつき固有の言語で教育を受ける権利である。一つ目の問題は幅広い合意が生まれつつあるが、二つ目の問題はそうではない。ある地域に住む先住民が、その地の歴史的かつ種族的な占有権を主張し、自分たちだけの集団的生存権を主張することもできる。しかし、イスラエルとパレスティナ間の紛争において見られるように、その解決は簡単ではない。さらに、ある少数民族が利己的な理由から集団権を主張する場合も少なくはない。利己的な個人としての権利と同様に、利己的な集団としての権利も人権に違反するのである。したがって、少数者の人権を認める場合には、明確な法的条件が

規定されなければならない。

2. 「不法の経験」と人権の普遍性

少数者の権利は、必然的に普遍性に対する問いを引き起こす。人権はすべての人の権利である。もし人権がその普遍性を失ってしまうなら、ある階級のイデオロギーに転落することもある。人権は、その概念上、普遍的なものでなくてはならない。しかし、人権の普遍性は、哲学的な論証が数多くあるということだけではなく、宗教的・文化的な違いによって、理論的な合意を得られずにいる。このような状況において、人権の「普遍的な」侵害は、人権の普遍性を反証する事例になっている。

政治、文化、宗教などの違いにより人権に対する理解と人権侵害の様相は多様であるが、その内の一つの共通の分母を探すならば、それは「不法の経験 (Unrechtserfahrung)」である。あらゆる種類の人権の要求は、「不法の経験」に対する道徳的で法的な応答であると定義することができる。

「不法の経験」が普遍的人権を実践的に論証するために重要な役割を果たすことができると考える根拠は、「不法の経験」が歴史と文化の伝統が異なる他の個人や集団の間における最小限の人権について合意するために役立つためである。非人間的な拷問が加えられ、公正な裁判が拒否され、信仰と思想の自由が奪われるところで、私たちは直接的な不法を経験することになる。また、経済的不平等によりお腹をすかせ、社会の構造的な悪と矛盾により自らの発展のための均等な機会を失うとき、間接的に不法な目に遭うことになる。あるいは、私自身がこのような不法を直接味わっていなかったとしても、今日、隣人が味わう不法の経験が明日、私の経験になり得ると考えるなら、私たちは皆、人権侵害の蓋然的な犠牲者であるということを忘れることはできない。

神学者の J.モルトマンも、「それゆえ、人権は抽象的な理想として考えられるのではなく、人間と民族と国家が直面している具体的な苦難の歴史と現在起こっている解放闘争という、それぞれの脈絡の中で把握されなければならない」と主張した。

3. 少数者に対する聖書的な理解

人類の歴史は、啓蒙の歴史である。啓蒙とは、人類が自らの隣人を発見していく過程である。教父アウグスティヌスやオリゲネスは、異邦人を動物と変わらない位置に置き、霊性はもちろんのこと理性も持つことができない存在として扱った。一時、スペインの征服者たちが「ラテンアメリカのインディアンは人間か？ 動物か？」というテーマを掲げ神学的な論争を行なったことを思い出すことができる。

今日においても相変わらず、家父長的な社会では、女性や子どもは男性と同等な権利を持つことができず、今もなお有色人種を人間以下の存在として扱う恥ずべき社会が存続している。しかし、人類が皮膚の色や種族などにより差別する行為は、人間がいまだ精神的に成熟していない証拠である。現代社会は今も新しい隣人を発見しつつあると言える。

皮膚の色、人種、性、宗教、文化、政治、出身、財産など、お互いの違いを根拠にして少数者の人権を侵害する行為は、根本的に人間を社会的な能力や影響力によって、上下のレベルに分けようという差別意識に基づいている。しかし、差別を受けている各個人は、自らの皮膚の色や使用する言語に対して責任がないだけでなく、どのような場合においても取り替えることもできない。

したがって少数者の人権を擁護しようという教会の特別な課題は、一つ目に、それぞれの民族や集団の違いを超えて、すべての人が一つの人類の家族であるという意識をはっきりと呼び起こすことである。私たちの神は、人類のすべての種族を一つの血統としてお造りになり全地に住まわせてくださった。

しかし二つ目に、人種の文化的な多様性も認識しなければならない。神は、人類のすべての民族を一つの血統としてお造りになり全地に住まわせてくださっただけでなく、「季節を決め、彼らの居住地の境界をお決めになりました」（使徒言行録 17 章 26 節）。人類はバベルで神の裁きを受け、分かれ分かれに住む前に、すでに「産めよ、増えよ、地に満ちよ」という祝福の言葉を受け取った。神の祝福のもとに分かれ分かれになった諸民族は、必然的に独自の文化を作り出し、暮らし始めたのである。

私たちキリスト者は、自分たち自身が少数者の集団として始まり、少数者という理由で迫害を受けてきた歴史を忘れてはならない。イスラエルの民族に対して、「エジプトでの奴隷生活を記憶し、異邦人を

顧みなさい」と命じられたように、今日、神は、神の教会に向かって「少数者としての迫害や殉教を耐えてきた歴史を忘れず、少数者を私の隣人として顧みなさい」とお話しになっている。

4. 教会の役割

今日、人権の実現のために働く各種の非政府民間団体(NGO)の活動は、広範囲におよび活発である。特に、各種のキリスト教系人権団体とキリスト教会は、苦難を受ける隣人と連帯し彼らの権利を回復するために努力するだけでなく、他の NGO との連帯を通じて、その目的とするところを効果的に実践してきた。この間、在日朝鮮人の人権の実現のための韓日の共同の努力も、このような成果の内の一つの軸である。

世界教会協議会(WCC) およびその傘下団体は、「国連憲章71条」に従い公認された NGO として、人権保護の領域で重要な役割を果たしている。政府団体に比べて権力指向的でない NGO は、人権の実現のために寄与できる多くの強みを持っている。

一つ目に、その組織やプログラムの実現において、NGO は国家関連の組織体よりも柔軟性を持っている。一つの人権問題の解決のために、どのような圧力も受けず自由に素早く決定を下すことができる。

二つ目に、政府よりも NGO の会員は、積極的な連帯行為を通して、彼らの目的をより積極的に成し遂げることができる。NGO は、設立時に制定された目的を中心に行動するために、国家の政治よりも多くの信頼を得て継続性を持って活動することができる。

三つ目に、多くの国際的な NGO は、様々な国にある組織の連合体であるために、多様な情報をお互いに交換することができる。

四つ目に、NGO はある特定の問題に対する関心を持ち集まった集団である。彼らは長年の経験を通じて、国家関連の団体が持ち得ない専門的な知識を習得する。これにより NGO は、その分野での権限と権威を持つようになる。

五つ目に、NGO は間接的にはその会員によって代表される。これらの会員は、自分の国では未だ合意に至らない主題や事件に対する意見と行動の一致を得ることができる。これにより国際的な世論を作

り出すことも可能である。

以上、NGO の五つの役割は、この間、韓日教会の協力を通じて少数者として生きている在日朝鮮人の人権の実現のために具体的な成果をもたらしたと言えよう。

今回の出会いを通じて、「不法の経験」として苦難

を受ける隣人のために韓日間の更なる緊密な対話と連帯を期待したい。

●訳＝韓守賢

*本稿は、第 14 回外登法問題国際シンポジウムでの聖書研究の原稿を抄訳したものです。

第 14 回外登法問題国際シンポジウム 共同声明

私たちは6月22日～24日、第14回外登法問題国際シンポジウムを、「東アジアの和解と共生——『韓国併合』から99年：韓・日・在日教会の共同課題」という主題をかかげて、韓国全羅南道康津・茶山修練院において開催した。韓国側からは韓国基督教会協議会正義と平和委員会、韓国教会在日同胞人権宣教協議会、韓国カトリック司教会議正義と平和委員会、日本側からは外登法問題に取り組む全国キリスト教連絡協議会、日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会が共催して行なわれた。このシンポジウムには59名が参加し、来年2010年は、日本が軍事力によって強制した「韓国併合」100周年を迎える歴史的時点にあって、どのようにして東アジアの和解と共生の世界を展望しうるのであるかを協議した。

私たちは、シンポジウムの主題講演・聖書研究・発題の発表をうけて、日韓の100年間の歴史をふりかえり、グローバルな富の不均衡が際限なくすすむ現情勢にあって、民衆レベルでの和解と共生についての理解を深め、課題を展望できたことを、深く神に感謝する。

アジアという言葉は、そもそも「野蛮人」の土地として、文明のない場所と規定するヨーロッパ中心主義的なイデオロギーとして利用されてきた。日本の帝国主義も、そのイデオロギーを模倣し、日本を中心とした「大東亜共栄圏」をつくろうと、アジア諸国を侵略し植民地化した。しかも戦後の日本社会は、戦後補償問題をはじめとする諸問題を解決できないままである。また教会も含めた日本社会は、アジアに対する蔑視と偏見——オリエンタリズムを克服することなく、今日に至ってしまっている。

いま日本も韓国も経済的格差が加速度的に拡大する状況にあって、昨年秋のアメリカ発の経済恐慌は、世界同時的な大きな社会不安をもたらした。新自由主義経済の破綻である。しかも、各国において経済的格差、社会福祉の切り捨て、貧困などの問題、不平等の拡大が、排外主義的ナショナリズムを生み出すという悪循環に陥り、特に非正規労働者や外国籍の移住労働者とその家族にたいする影響は甚大である。このような情勢の中で韓国・在日・日本の教会の取り組むべき課題はますます重要である。

さらに現在、日本においても、韓国においても、移住労働者・移住者たちをさらなる監視・管理の網に編入し、非正規滞在者を社会的に排除する体制が制度的に強化されつつある。日本においては、今年3月、政府が入管法・入管特例法・住民基本台帳法の改定案を国会に提出した。この法案は、6月19日に衆議院で一部だけ修正されて通過し、参議院で審議されている。もしこの法案が通れば、3年後、日本に住む外国人は、窒息するような監視・管理体制におかれることになる。

また韓国においては、2004年に外国人登録時の指紋押捺制度が廃止されたが、来年2010年には、米国・日本に次いで世界で3番目に、外国人の入国時における生体情報（顔写真・指紋）提供を義務づけようとしている。

私たちは、日本の国会において審議中の上記3法案に、反対する。これらの法案は、国際連合の自由権規約委員会からの勧告、人種差別撤廃委員会からの勧告、子どもの権利委員会からの勧告、女性差別撤廃委員会からの勧告など、国際人権機関からの度重なる是正勧告を無視した内容になっているからである。

また私たちは、韓国における外国人指紋・顔写真採取制度導入に反対する。これは、多文化社会を志向する韓国政府の政策に反し、移住民を潜在的「犯罪集団」とみなす反人権的政策である。

私たちキリスト者は、それぞれの民族や集団の違いを超えて、すべての人が一つの人類の共同体であるという意識をはっきりよびおこし、それぞれの民族・人種の文化的な多様性を認識しなければならない。そもそも人権は、個人と集団の「不法の経験」からつくられる。人間と民族と国家がせめぎあう現場から、人が人として生きるうえでの尊厳の保障を私たちは訴えていかなければならない。聖書の御言葉である、「エジプトでの奴隷生活を記憶し、異邦人を顧みなさい」を心に刻まなければならない。

《日・韓・在日教会の共同課題》

1. 私たちは、新自由主義経済というグローバル経済世界に対抗し、真の「共生社会」を実現するために、東アジア地域の過去の歴史を究明することによる和解を推し進め、新しいネットワークをさまざまな次元で構築する。そして日本政府に対して、戦後補償問題、「慰安婦」問題、教科書歪曲問題などを早急に解決するよう求める。
2. 私たちは、「テロ対策」の名目のもとに、外国人、マイノリティへの監視社会、人権侵害などを強化する日・韓の出入国管理制度の改悪に対し、世界教会と協力しながらこれに反対していく。
3. 私たちは、日本の在留カードなど新入管法に反対するとともに、韓国政府に対し、入国時の外国人指紋・顔写真登録制度導入の中止を求める。
4. 私たちは、日本政府・国会に対して、「外国人住民基本法」「人種差別禁止法」の制定、政府機関から独立した国家人権委員会の創設を求める。
5. 私たちは、「在日韓国・朝鮮人の歴史性を反映した、民族的マイノリティとしての地位と権利の保障」「移住労働者・結婚移住者・難民の人権保障」を、教会の宣教課題として取り組む。
6. 私たちは、日・韓政府に対して「すべての移住労働者とその家族の権利保護条約」の批准、未登録移住労働者の合法化、難民申請者の在留資格付与を求める。
7. 私たちは、日本政府・国会に対して、定住外国人の地方参政権を実現するように求める。
8. 私たちは、韓国と北朝鮮が1992年の南北会談で合意した「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」を想起し、北朝鮮に核兵器開発の中止を求める。また同時に、民族分断の克服と東アジアの平和構築のために、米国や日本などに北朝鮮敵視政策の撤回を求める。
9. 私たちは、日本政府が「非核三原則」の堅持を改めて表明すると共に、日朝国交樹立交渉をただちに再開し、歴史の真の清算と和解、東アジアを平和に導く日朝条約を結ぶよう求める。
10. 私たちは、来年の「韓国併合」100年にあたり、日本・韓国・在日教会が共同声明を発表し、未来に向けて和解と共生のためのビジョンとマスタープランを提案する。
11. 私たちは、韓国教会「在日同胞苦難の現場訪問」を、今後も継続する。
12. 私たちは、若い世代の交流とネットワークの形成や、「共生社会」実現のビジョンを描く人を養成するために、「多民族・多文化共生キリスト者青年」現場研修を継続する。
13. 私たちは、世界的な交流、多文化共生社会、移住民の神学などの研究・促進のために研究チームを作り、交流する。
14. 私たちは、それぞれが直面している問題を共有し、東アジアの和解と共生という日本・韓国・在日3教会の共同課題を協議し実践するために、今後も国際シンポジウムを継続する。次回は2011年に日本で開催する。

2009年6月24日

第14回外登法問題国際シンポジウム参加者一同／韓国基督教教会協議会正義と平和委員会／韓国教会在日同胞人権宣教協議会／韓国カトリック司教会議正義と平和委員会／外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会（外キ協）／日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会

「多民族・多文化民族共生」青年の旅・2009

——「第2回多民族・多文化共生キリスト者青年現場研修プログラム」報告——

- ◇2009年7月28日から8月4日にかけて、外キ協の主催で「多文化・多民族共生キリスト者青年現場研修プログラム」が実施された。これは日・韓・在日教会の共同プログラムとして5年計画で始めたものである。
- ◇2年目の開催となる今年は、外キ連・各教派団体から合計10名が参加し、ともに日・韓両国の歴史現場をめぐり、また移住労働者たちとの共生の実践をみつめ、それらに学ぶ時間をともにした。
- ◇参加者は小池善（日本基督教団早稲田教会／学生）、中村舞（日本基督教団吉祥寺教会／学生）、大町出（北海道外キ連／学生）、松山健作（日本聖公会京都聖ステパノ教会／大学院生）、佐藤飛文（学生キリスト教友愛会／教員）、池田大介（本郷ルーテル教会／会社員）、松原祐輔（日本基督教団西宮門戸教会／学生）、眞子義人（聖公会大阪贖主教会／学生）の8人であり、リーダー：金耿昊（在日大韓基督教横須賀教会／大学院生）、サポーター：韓守賢（日本基督教団早稲田教会伝道師）である。
- ◇具体的なプログラムは外キ協事務局の「青年の旅作業部会」が企画し、その実行においては「九州・山口外キ連」「韓国協会在日同胞人権宣教協議会」「韓国NCC正義と平和委員会」の協力をえておこなわれた。

7月28日—北九州に集合

●集合

小倉駅南口デッキに小倉からの参加者8名が集合。バスに乗って、西南KCCへ。到着とともに自己紹介とオリエンテーションをおこない、青年の旅の趣旨を共有した。

●開会礼拝

続けておこなわれた開会礼拝では、日本基督教団福吉伝道所の犬養光博牧師が「学ぶこと（知ること）は変わること」（ヨハネ11章12～16節）と題して、現場訪問に旅立つ青年に次のようなメッセージが送られた。

水俣病患者への救済特措、臓器移植における「脳死は人の死」規定、新たな外国人在留管理制度の導入。制度改悪に引き続く制度改悪のなかで、現在、

日本は大変な時をむかえている。こうした中で青年が現場を訪問し、新しい経験と出会いを重ねていくことは、非常に大きな意味をもつことだろう。しかし、「学ぶこと（知ること）は知識を増やすこと（物知りになること）や、経験を積むこと、つまり自分が大きくなることでなく、自分が変わること」。それこそが唯一の証である。逆にいえば、自分が変わらないままで、学んだ（知った）と言ってくれるな。「旧情・旧我を自らにおいて滅ぼしつくす」までに「谷中の人民」とむきあい続けた田中正造の生涯。筑豊と出会いのなかで大きく変えさせられた自身の経験。「あなたが信じるようになるために」現場へと向かうイエスの姿（および「私たちも行って、一緒に死のうではないか」と話してしまう弟子との差異）。さまざま姿をまじえながら絞り出されたこの問いは、現場に立ち続けているからこそその言葉の重みと共に、

プログラムの全体を通じて青年の中で繰り返し問われ続けたのだった。

●九州・山口外キ連と交流会

開会礼拝ののち、西南 KCC が準備して下さった夕食を楽しみながら、九州・山口外キ連との交流の時間をもった。それぞれの自己紹介を交わしたのち、川本良明牧師から九州・山口外キ連の活動紹介が行なわれた。月に1回、4～8名ほどの小さな集まりでありながら、毎回、奨励や勉強会の時間もち、年には幾度も集会やプログラムを組み、精力的な活動をしているとのことであった。

●ミーティング

就寝前に、皆で一日のプログラムを振り返った。この時間は毎晩もたれ、その日に思ったこと、感じたことなどをわちあつた。

7月29日ー筑豊

●永生園～小田山墓地

午前9時に西南 KCC を出発。まず小倉・永生園にむかう。これは在日大韓基督教小倉教会の管理する納骨堂であるが、天の国へ先に召された信徒たちとともに、炭鉱地域に強制徴用されたまま亡くなり、身寄りのないまま各所のお寺に放置されていた朝鮮人たちの遺骨を故崔昌華（チェ・チャンホア）牧師がひきとる形で納められている。小倉教会の金貞子（キム・チョンジャ）長老によれば、そのことを忘れず、毎年、追悼礼拝を実施しているとのことであった。

次に若松の小田山墓地にむかった。墓地の一角の草っばら。そうにしかみえない場所に、1945年9月、日本の敗戦と解放のなかで朝鮮への帰還をいそぎながら、おりからの台風によって遭難し、若松の海岸線に流れついた約80体の朝鮮人の遺体が埋められたという。今はかたわらに慰霊碑が立てられているが、この内容に問題が残る「慰霊碑」までもが、建てられるまで非常に長い市民運動の動きかけを必要としたのだそう。

●福吉伝道所～筑豊地域

日本基督教団福吉伝道所に移動。昼食をとりながら犬養さんから昨日に引き続いて筑豊と自分との出会いについての話をうかがった。そののち、法光寺一寂光の碑（朝鮮人炭鉱殉職者の碑）、田川市の石炭

記念公園ー韓国人徴用者慰霊碑、炭鉱殉難者慰霊の碑、強制連行殉職者鎮魂の碑と、筑豊炭鉱地域の過酷な労働の犠牲者をめぐるさまざまなモニュメントを見学した。この日におとずれたさまざまな歴史現場には、筑豊の過酷な労働にさらされ、あるいはそこから解放された矢先に命を失いながら、もの言えぬまま埋葬された死者の問題があり、またそれらを救いあげようとする熱意あるとりくみがあった。

夕方には下関港へとむかい、関釜フェリーに乗船。無事に釜山へと出航。海を渡り、朝鮮半島へとむかった。

7月30日ー釜山

●釜山港～釜山近代歴史館

釜山港で無事に入国手続きを済ませ、韓国留学中などの参加者2人とも合流。チェ・インソク牧師の案内で、釜山近代歴史館へとむかった。ビデオや展示から1876年の釜山開港から1910年の韓国併合を経て1945年の解放に至る過程の中で、人的・物的収奪がいかなる形で行なわれていたのかを概略的ながら学んだ。

その後、昼食をとって草梁教会へ。説明担当者が遅刻するアクシデントに見舞われたため、手短な説明となったが、教会が植民地期にあっても民族主義勢力とのつながりを保ちながら活動していたとの旨の説明をうかがった。

●釜山民主公園～交流会

次に、釜山の街並みを見下ろす高台にある民主公園へとむかった。4・19学生革命・釜馬民主抗争・6月民主化抗争を中心に、民衆の民主化を求めた闘いが釜山においても果敢に行なわれたことが展示されており、またその中で花ひらいた民衆芸術についても紹介されていた。なお、案内を担当して下さったチェ・インソク牧師も、また釜馬民主抗争に参加されていたという。その後、イ・シェアン伝道師をはじめとする釜山キリスト教青年アカデミーのメンバー数名と合流し、短い間ながら交流の時間をもった。

7月31日ー水原～ソウル

●水原へ移動～堤岩教会